

住民投票に行きましょう

投票できる人

日本国民で投票資格者名簿に登録されている人

■住所要件

平成27年2月23日以前から引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人
(転入届については、2月23日以前に転入届がされている人)

■年齢要件

平成9年6月1日以前に生まれた**満18歳以上**の人

投票の方法

新庁舎建設における現計画の見直しについて、投票用紙の2つの選択肢の○(まる)を書く欄の、あなたが賛成するどちらか一方に○(まる)をご記入ください。○(まる)のほかは何も書かないでください。



期日前投票

投票日当日に仕事や地域の行事などで投票できない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所を次のとおり設置しますので、お近くの期日前投票所をご利用ください。

入場券が到着していない場合、また紛失した場合でも期日前投票をすることができます。

●期日前投票所

新城市役所東庁舎ロビー・鳳来総合支所1階ロビー
作手総合支所西庁舎

●投票期間

5月25日(月)～5月30日(土)

●投票時間

午前8時30分～午後8時00分

■問い合わせ先■

(住民投票に関すること) 新城市選挙管理委員会事務局
(新庁舎建設に関すること) 新城市総務部契約検査課

〒441-1392 新城市字東入船6番地1 電話 23-7617
〒441-1392 新城市字東入船6番地1 電話 23-7614

5月31日(日) 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う

住民投票

この住民投票は、新城市の新庁舎建設における現計画の見直しについて、2つの選択肢のどちらに賛成するのか、市民の皆さんの意思を確認するものです。

選択肢 2

市道東新町桜淵線の
路線の変更を伴う
現計画の見直し

選択肢 1

市道東新町桜淵線の
路線の変更を伴わない
現計画の見直し

投票日

平成27年**5月31日(日)**
午前7時～午後8時

当日の投票は、市内28か所の投票所で行います。5月23日に入場券を発送しますので、記載された投票所に入場券をお持ちになり投票してください。投票日に都合の悪い場合は、期日前投票ができます。

期日前投票期間

5月25日(月)～5月30日(土)

選択肢1と2の
詳しい内容につきましては、
中面をご覧ください。

